

る。これらの諸給付も、通常、それぞれの運営機関の委任により、管轄の疾病金庫から支払われる。

### 薬剤費患者一部負担の引上げと

#### 免除対象者の拡大

このたびの改正で、被保険者にとってのもっとも関心をもたれているのは、薬剤費患者一部負担に関する改正である。この改正は、1処方箋当たり1マルクの患者負担が、薬剤費の20%——最高2.50マルクに引上げられたというものである。したがって、1処方箋当たり12.50マルク以上の薬剤費の場合には、患者負担はすべて2.50マルクとなる。

しかし、特定の者はこの患者負担を免除される。従来も患者負担の免除は行なわれていたが、今回の改正で免除対象者の範囲がさらに拡大された。患者負担免除対象者は次のとおりである。

①年金受給者、②年金申請中の年金受給権者、③生業能力が50%以上減退している廃疾者、④傷病手当、入院手当、傷害手当または暫定手当受給者（報酬継続支払期間が終

り、現金給付が支給されるようになってはじめて免除が適用される）、⑤子ども、⑥特定の配偶者およびその他の被扶養者（配偶者およびその他の被扶養者は、原則として患者負担金を支払うことになっているが、被保険者が免除対象者となっている場合またはみずから①～④の免除対象者となっている場合には患者負担は免除される。後者の例としては、たとえば、妻

の生業能力が50%以上減退している場合などがある。この免除の取り扱いは妊娠および出産のさいに用いられる薬剤についても行なわれる。

Änderungen des Krankenversicherungsrechts zum 1. 1. 1970, *Selbstverwaltung der Ortskrankenkassen*, März 1970, SS. 72—79.

(石本忠義 健保連)

## ベルギーの社会保障改革



昨年(1969)の末には、ベルギー社会保障にきわめて活発な動きがみられた。というのは戦後、1944年12月28日の法律(l'arrêté-loi)で設けられたベルギー社会保障制度に大幅な改革をもたらした69年6月27日の法律(loi)の実施をめぐって大きな論議がわき起こったからである。

69年6月27日の改革立法の目的とするところは、1944年から今日まで社会保障に関して制定された関係法令を全般的に調整し、あわせて戦後設けられた全国社会保障局(Office national de sécurité sociale)を、現実の社会構造面に増大してきた複雑さともろもろの変化に対応させようとするものであった。

これらの目的を達成するために大きな3つの改革事項がとりあげられた。まずその第1は法律の適用範囲に関するもので、これについては王令(Roi)でその適用を特定の被用者部門に拡張または制限することができるものとされた。第2は保険料の算定基礎となる「報酬」(rémunération)のとり方に関するもので、これについては後に詳しく述べるとおりである。そして第3は保険料の徴収方法に関するもので、これについては強制手段をとるもなう新しい手続きが採用された。

この改革立法は1970年1月1日から実施されるものとされたが、問題が重大なだけに、盛んな論議のすえ、当初の案が、多くの再修正を受ける結果になった。その主要な点は、次のとおりである。

第1は、社会保障一般制度の適用対象を拡張する問題であるが、修正の結果、社会保障を全般的または部分的に新しい労働者部門(主として継続的労働契約関係のもとに置かれない労働者)に拡張されることになった。具体的には、この適用が拡張されるのは、演劇人、

臨時雇労働者、タクシー・トラックの運転手、職業再訓練のための特殊な徒弟契約のもとに置かれた障害者、失業手当を受ける失業者以外の者が短期速成の職業教育契約のもとにある者などである。

第2点は、社会保障の保険料に関する問題で、その算定基礎となる報酬の上限を上げたこと、および家族手当の保険料率を引下げたことである。すなわち職員の年金制度および労働者(ouvriers)、職員(employés)の双方の制度の疾病保険部門のうち医療給付に対する保険料の算定基準上限を16,725フランに引上げ(従来13,750フラン)、事業主だけが負担する家族手当部門の保険料を0.25引下げて10.50パーセントとした。算定基準上限の引上げの結果、この上限以上の報酬を得る者についてその保険料負担額を算定すると月額にして110フラン以上の増額となる。他方、家族手当の保険料はもっぱら事業主の負担となっていたため、この引下げは経営側の一致した支持のもとで成立している。

これらの改革の結果、1970年1月1日現在

での、社会保障各部門の保険料および保険料の算定基準となる報酬上限は次のとおりである。なお、ベルギーの社会保障制度では、これらの事項が労働者(ouvriers)と職員(employés)につき別々に定められること、および報酬上限の定め方が社会保障の部門別に定められることに注意しなければならない。また、そのために保険料徴収システムがきわめて複雑となった。

(1)労働者(ouvriers)に関する保険料率(単位はすべてパーセント)とその算定基準となる報酬上限。

①医療給付部門——日給669フラン(週6日制)または803フラン(週5日制)を報酬上限として、負担すべき保険料率を労働者2.65事業主3.10(計5.75)とする。

②傷病手当部門——日給416フラン(週6日制)または499フラン(週5日制)を報酬上限として、負担すべき保険料率を労働者、事業主とも1.45(計2.90)とする。

③年金部門——報酬の上限を設けず賃金総額を基準とし、負担すべき保険料率を労働者

5.75, 事業主7.50 (計13.25) とする。ただし, この保険料率は70年7月1日よりそれぞれ6および8 (計14) となる。

④失業, 家族手当および職業病部門——日給572フラン (週6日制) または686フラン (週5日制) を報酬上限として, 負担すべき保険料率を, 失業につき労働者, 事業主ともに1.20 (計2.40), 家族手当につき事業主だけに10.50, 職業病につき事業主だけに0.75とする。

(2)職員 (employés) に関する保険料率 (単位はすべてパーセント) とその算定基準となる報酬上限。

①医療給付部門——月給16,725フランを報酬上限として, 負担すべき保険料率を職員2.65, 事業主3.10 (計5.75) とする。

②傷病手当金部門——月給10,400フランを報酬上限として, 負担すべき保険料率を職員1, 事業主1.50 (計2.50) とする。

③年金部門——月給16,725フランを報酬上限として, 負担すべき保険料率を職員4.50, 事業主6.50 (計11) とする。

④失業・家族手当および職業病部門——月給14,300フランを報酬上限として, 負担すべき保険料率を失業につき職員, 事業主ともに1.20 (計2.40), 家族手当につき事業主だけに10.50, 職業病につき事業主だけ0.65とする。

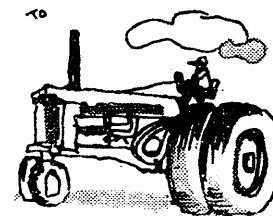
これによると, 労働者部門の場合, 社会保障の保険料負担は労働者11.05パーセント, 事業主24.50パーセントとなり, 職員部門の場合, 職員9.35パーセント, 事業主23.45パ

ーセントとなる。職員部門に比して労働者部門における労使双方の保険料負担がやや重くなっている。さらに, 労働者部門の年金保険料が上限なし賃金を基礎とすることも注目すべき点であろう。

Le Mutualist neutre; organ de l'Union nationale des fédérations mutualistes neutre, mars 1970.

(上村政彦 健保連)

## アメリカ合衆国・1969年における労災補償法制の動き



アメリカ合衆国における労働者の災害補償は連邦法により統一的行なわれるのではなく, 各州においてそれぞれの州法に基づく制度を通じて実施される。したがって, それら各州の制度は, その基礎となる法律の型, 適用方法, 給付額, 保険システム, 事務手続な

どの点に著しい多様性をもっている。

この国で初めて労働者災害補償法が制定されたのは1911年で, カリフォルニア州をはじめ10州に法律が制定されている。もっとも, すでに1909年にモンタナ州, 1910年にニューヨーク州で法律が制定されているが, いずれ